

# 大坂落人高松久重の仕官活動とその背景

——戸村義国との往復書簡を題材として——

堀 ほり

智 とも

博 ひろ

はじめに

元和元年（一六一五）五月十二日、大坂城を攻め落とし豊臣家を滅ぼした幕府は、喫緊の課題として、他どの法令にも先駆けて大坂落人（豊臣方敗残兵）の捕縛を全国に命じた。<sup>1</sup>この時の残党狩りは熾烈を極め、洛中では、各地から連行されてきた数万もの落人が処刑されたと伝わる。<sup>2</sup>こうした経緯を踏まえ、これまで大坂落人については、たとえ戦場から逃げおせても、さらなる追及を恐れて僻地に隠れ潜んでいたとのイメージが一般に流布している。しかしながら関連史料を繕いてみると、実際にはかなりの数の落人が幕藩領主に登用され、近世武家社会を堂々と生き抜いていたことがうかがえるのである。彼ら落人は如何にして再仕官を叶えたのか。

行論にあたり、以下ではまず先行研究の成果と課題をまとめる。大坂落人の処遇について、研究史上はじめて本格的に論じたのは栗田元次である。<sup>3</sup>栗田は大坂終戦後の落人狩りが、前代の戦争とは比較にならない規模で厳しく行われたことを指摘する一方、こうした緊張状態が長く続けば、人心に不安と脅威を与えることになり、以後の施策に悪影響を及ぼしかねないとして、幕府が元和元年八月二十四日という早い段階で落人の赦免を実現させたことを明らかにした。ただしこの時の赦免対象は、落人の中でも「古参」だけに限定

されており、その他「新參」衆は元和九年閏八月二十八日まで赦免を待たなければならなかったと言<sup>3</sup>う。

右研究成果のうち、落人の赦免に関しては長らく言及されることはなかったが<sup>5</sup>、近年大嶽王子・北川央・渡邊大門の諸氏が改めて検討の俎上に載せている。大嶽は落人の赦免に加えて、人身売買停止令・還住令など、戦後間もなく発令された一連の法内容を合せて分析し、当該期における幕府の政策主眼が、平和秩序の回復にこそあり、落人の殲滅は必ずしも意図してはいなかったことを論じる<sup>6</sup>。北川は、大坂籠城戦に参加した後藤又兵衛の一族を事例に、大坂落人の子孫が赦免を契機として大名家への仕官を叶えたこと、さらには「お尋ね者」から「筋目宜しき者」へと、落人に対する周囲の評価が好転し、武功の家としてその後厚遇を受けるようになったことを明らかにしている<sup>7</sup>。渡邊は、落人の一生を追いかける中で、赦免後まもなく仕官を叶える者も居たが、大半の就職事情は厳しかったことを指摘する<sup>8</sup>。その他大坂城天守閣において、特別展「浪人たちの大坂の陣」が開催され、大坂落人に関する数多くの史料が公開された<sup>9</sup>。この中で「三輪采女」と言う落人の仕官活動の一端が紹介されており、本稿の問題関心に沿えば、落人が仕官するにあたって、戦功の証明が何より重視されていたことが注目される。

以上のように大坂落人の処遇については、幕府が早期に赦免を実施したことで、大名家への再仕官の道が開かれたことが研究上明らかになりつつある。しかし、当然のことながら、幕府から赦免がなされたからといって、その後落人たちの仕官が自動的に決まったわけではない。大名家に取り入るためには、落人側からの積極的な働きかけが必要であったと想定されるが、この点、十分な検討が行われていないのが現状である。落人たちが仕官に向けて何を考え、どのように対処したのかを把握するには、落人自身が記した書簡を読み解くことが何より重要であろう。落人をめぐる史料状況は思まれているとは言い難いが、幸いにも、高松久重と言う落人の書き遺した書簡が、写しではあるものの今に伝わっている。そこで本稿では、久重の書簡を読み解き、その経歴を辿る中で、大坂落人による仕官活動の実態について具体的に検討を行うこととする。

## 一、高松久重関係史料の紹介

高松久重の経歴についてはこれまでの研究でも関説されているが、このうち「桑名人物事典」の記述が最も詳しい<sup>10</sup>。それによると、

高松家は代々讃岐国高松城主（別名喜岡城。香川県高松市所在）であったとされる。歴代当主の中でも靈重・久重父子はとりわけ武功の上として知られ、父靈重は、朝鮮出兵（唐入り）で目覚ましい活躍を遂げて、豊臣秀吉から感状を拝領したと言う。一方の久重も、大坂籠城戦に豊臣秀頼方として参加し、大坂今福の戦闘では、徳川方の佐竹義宣隊に対し果敢に攻め込み、部隊長である木村重成から感状を複数拝領したと伝わる。大坂合戦を生き延びた久重は最終的に伊勢桑名藩主松平定綱の元に一族含めて三〇〇石で仕えた。晩年には、岡山藩で起きた大坂落人同士の争論に際し、藩主池田光政から請われて証言を行う一方、大坂合戦時に敵方であった戸村義国（出羽久保田藩家老で横田城代）とも、当時の戦況に関して書簡を交わしたとされる。その後慶安二年（一六四九）正月に病没した。以上が「桑名人物事典」にみる久重の経歴である。実際、桑名藩士の来歴を記した「天明山緒」の中に、「高松内匠」が立項されており、「定綱公御代勢州於桑名被召出候」との記述がうかがえるので、久重が実在した人物であることが確かめられる。このように久重の生涯についてはおおよそ明らかにされているかに見えるが、その典拠については「碑文中より」とあるだけで、「桑名人物事典」の記述が何に基づいてなされたものなのかは判然としない。そこで本稿では、まず久重の関連史料を可能な限り集積し、久重の事蹟を改めて跡付けることから始める。実のところ久重の名を冠した文書は、全国各地でその所在が確認できる。表1は筆者が管見の限りで知り得た関係史料を一覧表としてまとめたもので、計十二点ある。これら文書の大半は、久重が正保二年（一六四五）に戸村義国との間で取り交わした往復書簡の写しであり、内容からおおよそ二系統に分類することが可能である。以下、この二系統について概説する。

分類の一つめは、戸村家所蔵の久重関係史料（現存せず）を筆写した写本で、ここでは便宜上《戸村系》と名付ける。《戸村系》に該当するものは、表1のNo1～No4で、いずれも秋田県内に分布する。四点の中で最も分量が多いのは、計十一～十二通を収録するNo1「屋代越中守・高松内匠・木村長門守・戸村十大夫書写」とNo4「高松内匠贈答控」である。二冊は文言に細かな違いはあるものの、高松・戸村の往復書簡に付属して、木村重成の感状が収録されているという基本構成に変わりはない。その他No2「今福合戦高松内匠劬」・3「正保二年高松内匠宛大坂御劬之覚写」は、奥書の年次から、それぞれかなり早い時期に筆写されたものだと思われるが、その内容はいずれもNo1・4に収録された文書と重なっている上、全体で一～二通しか収録されていない。したがって、No2・3は戸村家所蔵史料から高松・戸村の往復書簡のごく一部を抜書したものと判断される。

二つめは、高松家所蔵の久重関係史料（現存せず）を筆写した写本で、ここでは便宜上《高松系》とする。《高松系》のうち内容量

表 1 高松久重関係史料一覧

番号	分類	表題	所収文書																			成立年月日	所蔵先			
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S					
1	戸村	歴代越中守・高松内匠・木村真門守・戸村十大共書写			○																		不明	秋田県公文書館 (佐竹文庫)		
2	戸村	今福合親高松内匠綴								○	○													慶安4年(1651)3月22日	秋田県公文書館 (秋山文庫)	
3	戸村	正保二年高松内匠筑大坂御觸之覚写									○														延宝3年(1676)2月24日	秋田県公文書館 (秋山文庫)
4	戸村	高松内匠剛客控								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		不明	秋田県大館市中央図書館 (秋崎文庫)
5	高松	高松内匠武功			○	○	○																		寛政5年(1793)12月21日	土佐山内家宝物資料館
6	高松	集古文書			○	○	○																		不明	東京都中央図書館
7	高松	諸家所藏文書			○	○	○																		元禄2年(1693)6月	茨城県徳川ミュージアム (彰考館文庫)
8	高松	諸家文書抄			○	○	○																		文化14年(1817)6月	茨城県徳川ミュージアム (彰考館文庫)
9	不明	古今消息集						○																	不明	東京都国立公文書館 (内閣文庫)
10	不明	古証文																							不明	東京都国立公文書館 (内閣文庫)
11	不明	朝鮮征伐御制																							不明	東京都個人所蔵文書
12	不明	近代感状雜記																							不明	長崎県島原図書館 (松平文庫)

- A...文禄2年(1593)10月3日付高松内匠頭知豊臣秀吉感状写
- B...文禄2年(1593)10月3日付生駒雅親頭知豊臣秀吉来朝状写
- C...慶長19年(1614)11月12日付高松内匠頭知木村重成感状写
- D...慶長19年(1614)11月18日付高松内匠頭知木村重成感状写
- E...慶長19年(1614)11月28日付高松内匠頭知木村重成感状写
- F...年月不明5月3日付高松内匠頭知木村重成感状写
- G...年月不明30日付高松内匠頭知木村重成感状写
- H...正保2年(1645)3月23日付戸村十大夫知高松内匠書状写(1)
- I...正保2年(1645)3月23日付戸村十大夫知高松内匠書状写(2)
- J...正保2年(1645)3月23日付戸村十大夫知高松内匠書状写(3)
- K...正保2年(1645)5月27日付高松内匠知戸村十大夫書状写
- L...正保2年(1645)5月27日付高松内匠知戸村十大夫書状写
- M...正保2年(1645)5月12日付戸村十大夫知高松内匠書状写
- N...正保2年(1645)6月7日付高松内匠知戸村十大夫書状写(1)
- O...正保2年(1645)6月7日付高松内匠知戸村十大夫書状写(2)
- P...正保2年(1645)6月21日付高松内匠知戸村十大夫書状写
- Q...正保2年(1645)7月6日付戸村十大夫知高松内匠書状写
- R...正保2年(1645)7月16日付戸村十大夫知高松内匠書状写
- S...正保2年(1645)9月23日付高松内匠知戸村十大夫書状写

が最も多いのはNo 5「高松内匠武功」である。No 5で注目されるのは、書簡を筆写するだけの他の写本と違い、久重の出自や生没年、大坂合戦に参戦する以前の経歴を詳細に記していることで、さながら久重の一代記といった体裁をなしている。また、No 5の文中には、「御朱印・感状・書札等松平定綱公御内高松舍人純政方ニ在之なり」と史料情報の注記もあり、ここにみえる高松舍人純政は、久重の没後慶安二年（一六四九）五月に高松家の家督を継いだ人物である<sup>12</sup>。以上の内容から判断して、No 5の原本は、高松家所蔵史料をもとに編纂されたと考えられる。No 6～8は、全国各地の大名家・寺社等を取材して採録した古文書集である。中でもNo 6「集古文書」には所蔵先の情報が注記されており、「家臣高松重威蔵」として久重関係史料が収録されている<sup>13</sup>。内容をみると、文禄二年（一五九二）に父憲重が秀吉から拝領した感状と、慶長十九年（一六一四）に久重が重成から拝領した感状をそれぞれ収録しており、このうち秀吉の感状については《戸村系》には収録されておらず、《高松系》の写本にだけみられる共通した特徴と言えらる。その他No 9～12については、そのほとんどが重成感状であるが、それらは《戸村系》《高松系》、いずれの写本中にもみえるため、系統の判別は出来ない。

以上高松久重の関係史料について、《戸村系》《高松系》の二系統に分類し、その概要をみてきた。次章からは、それぞれの系統で最も内容豊富なNo 1・4とNo 5を主要な分析対象に据えて久重の経歴を再検討していくこととする。なお、三冊のうち、No 1「屋代越中守・高松内匠・木村長門守・戸村十大夫書写」については翻刻文を末尾に付したので適宜参照されたい。

## 二、高松久重の経歴

### 1. 大坂合戦以前の経歴

本章でははじめに、大坂合戦以前の経歴について扱う。前述の通り、この時期は「高松内匠武功」（表1・No 5）の記述に依拠せざるを得ない。表2は、この「高松内匠武功」を元に、久重とその周辺事項を年表として一覧にまとめたものである。これをみると、「高松内匠武功」の内容は、「桑名人物事典」の記述とおおむね合致しており、詳細不明の「碑文」には、「高松内匠武功」と同じ内容が刻まれていたものと想像される。なお、「高松内匠武功」は、久重出生以前の、父憲重の代から筆を起こしているため、まずは憲重の経歴から検討を行うこととする。

「高松内匠武功」によれば、惣重は天正十三年（一五八五）の秀吉による四国征伐を機に郷里を離れたが、その後小西行長の家臣時代を経て、再び讃岐に戻ったことが記されている（表2・No1～5）。この一連の経緯を裏付ける根拠史料として、二通の文書が文中引用されている（表1A～B文書）。

表2 「高松内匠武功」にみる高松久重の事蹟

番号	和暦（西暦）	月日	年齢	摘 要
1	天正 13 年	(1586)	—	高松城主の高松喜重（久重の祖父）は豊臣秀吉の四国征伐に際し内応を勧められるもこれを拒絶し戦死する。戦後喜重の次男である惣重は肥後国へと逃亡。
2	天正 15 年	(1587)	0	惣重が肥後宇土城主の小西行長に召し出されて1万石を領有する。久重が生まれる。
3	天正 20 年	(1592)	5	惣重が小西行長隊の先手として朝鮮に渡海し数々の高名を挙げる。
4	文禄 2 年	(1593)	6	10月3日、豊臣秀吉が惣重の朝鮮平壤における活躍を褒賞し、感状を授ける。上記功績により秀吉から讃岐攻めの時の罪を許され、讃岐国主生駒親正の家臣となる。
5	文禄 3 年	(1594)	7	朝鮮から帰国し、惣重は生駒親正から讃岐領内1万石を拝領する。
6	慶長 8 年	(1603)	16	久重が讃岐国主生駒一正の元に出仕。生駒家臣の十河十兵衛と争いを起こし讃岐国を立ち退く。父惣重が病死し、家督は養子高助が継ぐ。
7	慶長 10 年	(1605)	18	生駒一正に招聘され、久重は讃岐国内で1000石を賜る。この時から内匠を名乗る。生駒家臣の次久多市兵衛と佐藤勘部が争いを起こし、久重は一人市兵衛側に味方しその身柄を自宅で保護する。久重は、讃岐国高松城内で乱暴を働いた野瀬喜介を捕縛し、褒賞を授かる。
8	慶長 12 年	(1607)	20	久重が生駒家臣の浅田右京・佐藤掃部と対立し、再び讃岐国を立ち退く。
9	慶長 19 年	(1614)	27	久重が豊臣秀頼の招聘に応じて大坂陣城に参加。木村重成の旗下に戻し、足軽30人を預かる。11月26日に今福の戦いで戦果を挙げ、同月28日に木村重成から感状を賜る。
10	正保 2 年	(1645)	58	久重が戸村義国と文通する。
11	慶安 2 年	(1649)	62	正月8日、伊勢桑名において久重が病死。

【史料1】

其方儀先年四国御退治之前廉御方申上御忠節可仕由、親（四國）讚岐守方へ御朱印被成候へとも、細川治部大輔事難見捨段々申立、父子共ニ御請不申上刻、御魁之勢ニ馳合、任侠仕候事曲事ニ被思召候付、讚岐守御誅罰被成候、其刻偽死盤居仕罷有、今度属小西（行長）撰津守、朝鮮へ令越海、於釜山海州安定館抽武勇、就中平壤表小西急難之節、抛身命數度返合、莫太之唐人を突耳、味方を堅固ニ引取候段大剛無類之御御感不斜、依之先非御免被成、生駒雅楽頭ニ被預置由被仰出候、自今弥可尽御忠節者也、

文禄二癸巳年

十月三日 御朱印

高松内匠（道忠）とのへ

【史料2】

高松内匠預置候、武辺之儀任置可然思召候、寄意之逸物ニ而候条、何時も越度を取申間敷候、元来肝太者ニ候間、不揃様ニ餌擬佐可有心得事第一常々能呢候儀肝要也、

十月三日 御朱印

生駒雅楽頭（道忠）とのへ

二通はいずれも文禄二年十月三日付で発給された秀吉朱印状で、【史料1】は高松内匠（憲重）宛だが、【史料2】は当該期に讚岐国主であった生駒雅楽頭（一正）宛となっている。二通とも難字が多く文意を取り辛いのが、【史料1】の内容は感状で、憲重が朝鮮平壤において小西行長の苦境を救ったことを激賞し、この功績によりかつての罪（四国攻めの際に内応の誘いを断ったこと）を不問に伏すこと、さらに憲重の所屬を小西行長から生駒一正に代えてやることで、讚岐国への帰郷を許すことが記されている。なお、ここで言う小西の苦境とは、文禄二年正月六・七日に、小西行長ら日本側武将の拠る朝鮮平壤城が、総勢五万の明・朝鮮連合軍に取り囲まれた戦鬨を指している。【史料2】は【史料1】に対応して、生駒に憲重の身柄を預けることが記されている。

以上のように右朱印状は、憲重の経歴を裏付ける根拠史料として掲げられているが、当該期の秀吉文書と照らし合わせてみると、これら二通を真正と認めるには多くの疑問が生じる。

第一に、付年号の問題がある。通常秀吉文書には年号を付けることはないが、「史料1」には「文禄二癸巳年」と記載している。ただしこの点については、「高松内匠武功」が写しであるため、利便性を考えて原本にはない年号を付け足した可能性もある。

第二に、使用されている語句に問題がある。通常、秀吉感状は諸将への一斉発給であるため、長文に亘ることは少なく、また、戦功を称えるのに「抽粉骨」「無比類動神妙思食」といった定型的な表現が一律使用される。しかし「史料1」「史料2」には、代わりに、「任侠」「大剛無類之働」「奇意之逸物」「肝太者」といった他の秀吉文書にはみられない、大袈裟な表現が多用されている。

第三に、平壤の戦闘に関して、憲重宛ての一通を除き、秀吉が感状を発給した痕跡がないことである。それと云うのも平壤戦は、敵陣営に拠点を奪取されたのに加え、一六〇〇人を越える戦死者を出した日本側の明らかな敗戦であったからである。翌二月にこの敗報を聞いた秀吉は、戦況の悪化を考慮し、準備してきた自身の渡海計画の延期を余儀なくされた。こうした経緯を踏まえれば、当時の秀吉は平壤戦を称える心境にはなかつたことがわかる。このように「史料1」に書かれた内容は、文禄二年当時の状況とは大きく乖離している上、そもそも秀吉が大名相手ではなく、一兵卒にだけ特別なはからいをするとは考え難い。

以上のように「史料1」「史料2」には形式・内容の面で多くの問題があり、二通とも偽文書と判断される。平壤で小西行長が危機に瀕したことは、江戸時代に大量に頒布された「太閤記」にも記述されており、恐らくはこうした文献を下地として、後世高松家の人間が、憲重の武勇譚を創作したのだろう。実際のところ憲重が朝鮮陣に参加していたかは不明で、憲重が小西行長の家臣であったこと自体「高松内匠武功」以外の史料からうかがうことは出来ないものである。それでは小西行長の旗下に所属していたとされる七年間、実際の憲重はどのような処遇にあったのだろうか。史料の制約からこの間の憲重の動向を把握することは難しいが、天正十五年に讃岐に入部した生駒一正は、領内統治を円滑に進めるため、讃岐に土着し在地に強い支配力をもっている地元武士を積極的に登用したことが指摘されている。憲重が生駒の下に所属していたことは史料上確かであるので、本稿では、憲重が四国征伐後も讃岐に留まり、生駒家臣に早々に編入されていたという別の可能性を指摘しておきたい。

一方、久重の前半生については、「高松内匠武功」に拠ると、慶長八年（一六〇三）、十六歳の時に生駒家に初出仕するものの、間も



なく同僚の十河十兵衛と諍いを起こし、相手を死傷させている(表2・No6)。この事件が元で国を追われた久重は、二年後に帰国を許されるが、その間に父憲重が亡くなってしまふ。跡目のいない高松家を残すため、生駒一正は自身の子息のうち、甚助(庶子で末子)を高松家に養子入りさせ、家督を相続させる措置をとった(表2・No6)。そのため、帰国後の久重には別途千石の扶持が与えられている(表2・No7)。その後も久重は喧嘩への介入・乱暴者の捕縛など荒事が続くが(表2・No7)、最終的に生駒家中の浅田右京・佐藤掃部と揉め事を起こし、次代主君の生駒正俊とも関係が悪化させたため、慶長十二年、二十歳の時に再度出奔するに至る(表2・No8)。讃岐を出てからは大坂で浪人として過ごし、慶長十九年の大坂合戦に際して豊臣秀頼に招聘され久重は大坂に入城する。この時久重は木村重成の指揮下で、騎馬三十騎を預けられた、とする(表2・No9)。

以上が「高松内匠武功」にみる大坂合戦に至るまでの久重の経歴である。やはり史料制約から右記述を裏付けるのは難しいが、たとえば久重が再度出奔する契機となった浅田右京・佐藤掃部の両名は実在の人物である。中でも浅田右京は、「惣奉行」の役職として生駒藩政の中樞を担った人物であったが、元々外部出身者であるため、讃岐武士が多い生駒家中と在地の支配方針を巡って度々騒動を起こしていたと言<sup>23</sup>う。したがって久重の出奔も、その詳細は記されていないものの、当該期の生駒家中の動静に左右されたものであった可能性は十分に考えられる。また、徳川方との決戦に備えて秀頼が募兵を行い、その結果、大坂城が再仕官を狙う浪人たちの受け皿になっていたことは、研究史上古くから指摘されている事柄である。以上のごとく「高松内匠武功」の記述にみる久重の再出奔から大坂入城に至る経緯に関しては、当該期の情勢と照らし合わせても大きな齟齬はなく、おおむね史実を反映しているとみてよいだろう。

## 2. 大坂合戦以降の経歴

続いて、大坂合戦以降の高松久重の経歴を辿る。この間の動向については《戸村系》諸本に収録された「今福合戦高松内匠働」に詳しい(表1・J文書・末尾翻刻文参照)。「今福合戦高松内匠働」は後年、久重が戸村義国に対して送付した、大坂今福の戦いにおける戦功覚書である。この中の一節に、自身の大坂終戦以降における仕官先が列挙されており、その内容を一覧表としてまとめたものが表3・No1である。それによると、①堀尾忠晴(出雲松江藩主)②桑山元晴(大和御所藩主)③京極高知(丹後宮津藩主)④本多政朝(播

磨姫路藩主) ⑤松平定綱(伊勢桑名藩主)と、全部で五名の大名を挙げている。<sup>24</sup>この五名のうち、①堀尾忠晴に関しては、久重による仕官活動の記録が残されているので次に掲げる。

【史料3】

先年出雲にて山城殿へ書上ニ、兩人ハ一番やり、内匠ハさくヲ一番ニ出とやらん書上候、其書付取ニ遣候へ共、今ハ不覚由にて越不申、其書付ハ休徳織部かたニ在之由、おりへ方より出雲にて若松かたへの状ニ、三人之連状山城ニミせ候へハ、かんし入候由之返事、于今一郎兵へ方ニ在之(後略)

【史料3】は『池田光政日記』正保元年(一六四四)十二月七日条からの抜粋である。<sup>25</sup>光政がなぜ自分の部下でもない人物について日記中に記しているのかと言え、『桑名人物事典』でも触れられていたように、正保元年当時、元大坂落人である岡山藩士の草加五郎右衛門とその従弟の若松市郎兵衛、さらに斎藤加右衛門の三名の間で、三〇年も前の大坂合戦の戦功を巡る諍いが生じ、最終的に藩全体をも巻き込む大騒動になっていた。<sup>26</sup>このままでは埒が明かないと判断した光政は、当時の状況を知り得る人物に向けて広く情報提供を呼び掛けた。その内の一人が久重だったのである。そのため関係者の一人として日記中に一応の記録が残されることとなった。以上を踏まえた上で「史料3」を文意を補って解釈すれば、「草加・若松・久重の三名がその昔、出雲松江藩に仕官するにあたって、藩主の堀尾忠晴に、大坂合戦における戦功覚書を提出していたことがわかった。この覚書は今度の争論の重要な証拠品となるので、是非ともその内容を知ろうと、久重の元に使者を派遣したが、久重は記憶にないとしてこれに応じなかった。しかしながら覚書そのものは現在、桑名藩士で同僚の久徳織部の元にあるとのことである。<sup>27</sup>この久徳から若松に充てた手紙に、「三人の覚書をみた忠晴は、その内容に感じ入っていた」と書かれていた」となる。具体的な年次は記されていないものの、久重らが忠晴に戦功覚書を提出したのは、大坂終戦から間もない元和年間の出来事である。<sup>28</sup>当時は未だ世情不安定な時期であり、そのために忠晴は、たとえ大坂落人であろうとも、武功の士であれば忌避することはなく、積極的に家中に登用しようとしていたのである。<sup>29</sup>先に触れたように、大坂落人が仕官するにあたって戦功の証明が何より重視されていたことが指摘されているが、この点に関連して注目したいのが、「三人之連状」とある通り、

久重が草加・若松と連名で職功覚書を提出していることである。草加・若松兩名はともに大坂合戦の間は木村重成の旗下にあった<sup>31</sup>。このように旧知の間柄にある三名が、仕官の場に偶然居合わせたとは考え難く、三名は互いの戦功に関する証言を行なうため行動を共にしていたものと推測される<sup>32</sup>。こうした落人仲間の助力が功を奏し、久重は新参落人の赦免が出されたのちに、晴れて堀尾家への仕官を叶えている<sup>33</sup>。

久重が終戦後も連絡を取り合っていた落人は、草加・若松にとどまらない。久重は「今福合戦高松内匠働」の中で、大坂合戦時木村重成の部隊に所属していて、なおかつ今福の戦いで活躍を遂げた七名の消息を列挙している。このうち戦死を免れた五名について表3のNo2～6としてまとめた。そこには先述の草加・若松をはじめ各人の仕官先の変遷が記されており、これらはNo2を除き全て他史料で裏付けがとれるものばかりである。このように久重は、誰が・どこに仕官していたのかを正確に把握しており、このことは落人同士が終戦後も長期に渡り緊密に連絡を取り合っていたことの証左となろう。なお、「右二書付申八人鎌二合申者之外、首斗捕申者数多御座候成共、それハ鎌之場江ハ不参候間書付不申候」とあるように、久重はあくまで鎌合わせの場に居合わせた七名を列挙しただけで、実際にはより多くの落人と関係を維持していたことは想像に難くない。この他、久重は落人仲間に対し助力を請うばかりではなく、時に、仲間の窮状を救うため尽力することもあった。

#### 【史料4】

右之首尾古傍輩何茂能存候、右之条々少之儀ニ御座候間、書面ニのせ申義迷惑奉存候へ共、存たる者も御座候ニ不申上も如何と存知、如此御座候、同十四年ニ私義高松内匠と申者出羽守ニ被申談候様ニと湯浅右馬允・秋田五左衛門方江申越候ニ付而、出羽守ニ申届候得者、則言上被仕、私四十歳之二月御家江被 召出、寛永十五年十二月十五日ニ知行五百石之御折紙頂戴仕候（後略）

【史料4】は瀧並与兵衛が、仕官先である岡山藩に提出した履歴書の抜粋である。瀧並も大坂合戦時木村重成の指揮下にあり、終戦後は大和龍田藩主片桐孝利の元に仕えていた。ところが寛永十二年（一六三五）に家中不和を起し大坂へと出奔してしまう。文中「右之首尾」とは、このように瀧並が仕官先を失い、浪人となった境遇を指している。古くからの落人仲間達は、皆この事態を熟知してお

表3 大坂藩人の仕官先一覧

番号	氏名	仕官先 (史料中の記載)	領知	仕官時期	役職	待遇	典拠
1	高松内匠	堀尾忠晴 (堀尾山城守)	出雲国松江	寛永年間	鉄砲頭	600石 / 鉄砲衆 30名預かり	【堀尾山城守給帳】・【堀尾家記録】・ 【池田光政日記】に記載あり
		桑山元晴 (桑山伊賀守)	大和国御所	—	—	—	—
		京極高知 (京極丹後守)	丹後国宮津	—	—	—	—
		本多政朝 (本多甲斐守)	播磨国姫路	—	—	—	—
		松平定綱 (松平越中守)	伊勢国桑名	正保1年(1644) 以前	老中格	2500石 / 500俵 100人扶持 / 鷹狩り赦免 / 飼育料	【天明由緒】に記載あり
		脇坂安元 (脇坂淡路守)	伊予国大洲	—	—	—	—
2	小川勘左衛門	堀尾忠晴 (堀尾山城守)	出雲国松江	元和9年(1623) 以前	辞退	—	—
		片桐孝利 (片桐出雲守)	大和国竜田	元和9年(1623)	鉄砲頭	500石⇒1000石 / 鉄砲衆 26名 預かり	【家中諸士家譜五音寄】に記載あり
3	草加五郎右衛門	池田光政 (松平新太郎)	備前国岡山	寛永18年(1641)	鉄砲頭	2500石 / 鉄砲衆 30名預かり	—
		生駒高俊 (生駒岩崎守)	讃岐国高松	寛永16年(1639) 以前	—	600石	【生駒岩崎守殿家中分限帳】に大野 内藏丞の記載あり
5	大野半次	松平忠明 (松平下総守)	播磨国姫路	正保1年(1644) 以前	—	—	【池田光政日記】に「播州ニお申大 野内藏丞」の記載あり
		徳川頼宣 (紀伊大納言)	紀伊国和歌山	寛永3年(1627)カ	—	500石	—
		生駒高俊 (生駒岩崎守)	讃岐国高松	寛永14年(1638)カ	—	800石 / 鉄砲衆 30名預かり	【家中諸士家譜五音寄】に記載あり
6	京藤加右衛門	池田光政 (松平新太郎)	備前国岡山	寛永17年(1640)	鉄砲頭	1000石 / 鉄砲衆 30名預かり	—
		—	—	—	—	—	—

り、そこで瀧並は彼ら落人仲間を頼ったところ、久重がこれに応じて、岡山藩士の湯浅右馬允・秋田五左衛門に対し、岡山藩家老の池田由成に瀧並の件を伝えておくよう根回しを行い、そのおかげで知行五百石の折紙（領知判物）を頂戴し、岡山藩に仕官出来たことを記している。<sup>35</sup>

以上のように本章では、高松久重の経歴を辿る中で、落人達が終戦後も連絡を取り合い、仕官に当たっては相互に扶助していたことが明らかとなった。<sup>36</sup> そもそも落人同士は主従関係にも、血縁関係にもなく、わずかな期間をともに過ごした間柄にすぎない。それにも関わらず強固な仲間意識を持つに至った理由は、久重が戦功覚書の中で、幾度も死地を潜り抜けたことを記すように、わずかな期間とはいえ、戦場で過酷な体験を共有したことにあるだろう。その結果、互いに同胞意識が芽生え、仲間の窮状を救うためには、協力を惜しまなかったと考えられる。

### 三、戸村義国との交流

繰り返すように、高松久重は桑名藩に仕官後、かつて大坂の戦場で敵同士として対面した戸村義国と、戦後三十年を経て再び交流を結ぶに至っている。本章では、この交流の経緯について、両者の間で交わされた往復書簡を読み解く中で具体的に明らかにする。なお、往復書簡の数は計十二通に及ぶが、紙幅の都合上本章ではそれら要点のみを抽出するにとどめ、往復書簡の全体像については表4にまとめたので適宜参照されたい。

〔1〕 まずは正保二年（一六四五）三月二十三日付の久重書状を取り上げる（表1・H文書、末尾翻刻文参照）。冒頭、「未得御意候へ共以使札申入候」とあることから、これ以前に両者の間に交流はなかったことがわかる。内容をみると、義国に対し（今福における鐘合わせの場面に居合わせた人がいるならば、その者にも）、本状に添付の「今福合戦高松内匠働」に目を通した上で、（1）今福砦にあった佐竹家の指物二本の内の一本を、久重が先陣の証拠として奪取したこと、以上二つの戦功について嘘偽りないことを確認・証言して貰えるよう懇願している。<sup>37</sup> 確かに、自分と戦場で戦った相手であるならば、戦功の証人としてこれ以上ない人選であろう。

表4 高松久重・戸村義国の仕置書簡一覧

番号	日付 (西暦)	月日	差出	宛名	内容	典拠
1)	正保2年 (1645)	3月23日	高松久重	戸村義国	高松久重が、大坂今細における戦功2点。①一番に佐竹院宗に攻め入りその証拠として佐竹勢の指物1本を奪取した。②一番細をつとめた。を確証して書きたるよう戸村義国に説明する。義国とは常々通翰を取りたいと思つてきたが、自分か義国にいつか縁であることとを知らなかった。子孫のためにせむい戦功の指物をお返しする。	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村)
2)	正保2年 (1645)	3月23日	高松久重	戸村義国	大坂今細における戦功の書留／木村直成陣の旗録取一覽	高松内匠贈答控(戸村)
3)	正保2年 (1645)	3月23日	高松久重	戸村義国	大坂今細における戦功の書留／「今細合戦高松内匠戦」	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村) 今細合戦高松内匠戦(戸村)
4)	正保2年 (1645)	5月27日	戸村義国	高松久重	信者の沢村六兵衛を遣傳通わして／大坂今細に宿願するが、六兵衛が頭懸せられぬ外口を出し四郎をひきまず承服しし今細合戦高松内匠戦の「目を通した」上でも、自分も今細戦の書留を作成して六兵衛に渡そうとしたところ逆討されたので、口頭でのみ六兵衛に伝言する／尚々手紙を届けたこと／義国の江戸における公儀御手紙の指物を送る／	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村)
5)	正保2年 (1645)	閏5月4日	高松久重	戸村義国	逆討通々手紙を届けたこと／口頭で書いたこと／四郎に宿願を述べ、六兵衛が頭懸せられても、彼が女坂今細合戦の戦功を請うて承る／今細合戦高松内匠戦の書留をよみて、六兵衛は来た到着しておらぬ。到着次第その内容を承る／今細合戦高松内匠戦の書留を送る／六兵衛が頭懸せられても、自分も今細戦の書留を送る／尚々手紙について、今細合戦高松内匠戦の書留を送る中、義国が頭懸せられても、自分も今細戦の書留を送る。	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村)
6)	正保2年 (1645)	閏5月23日	高松久重	戸村義国	閏5月10日に六兵衛が到着し、義国からの口上の内容を承つたことを告げる／(口上の内容に甲冑の色とする。今後のため義国が作成した書留を、使者の戸村の六兵衛に渡し、六兵衛に渡すこととする。今細合戦高松内匠戦の書留を送る。もも六兵衛の書留が作成されたら、口頭で書留を送る。)	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村)
7)	正保2年 (1645)	6月7日	戸村義国	高松久重	書留については本日六兵衛に渡さうとしたところ、逆討されて、六兵衛が頭懸せられてしまったことである。その上、義国に對する書留を受け取り、お断りしようとしたことが、六兵衛が、受け取らなれれば、義国に對しては不利となるので、六兵衛に渡す事にした。今細合戦高松内匠戦の書留を送る。	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村)
8)	正保2年 (1645)	6月7日	戸村義国	高松久重	戸村義国の作成した大坂今細の戦いに関する書留(1)。	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村)
9)	正保2年 (1645)	6月21日	戸村義国	高松久重	戸村義国の作成した大坂今細の戦いに関する書留(2)。	高松内匠贈答控(高松)
10)	正保2年 (1645)	7月5日	高松久重	戸村義国	7月14日に使者相田半左衛門から書留が届き内容を確証した／高松久重の書留と自身の作成した書留を比較した結果、3点。①果配は手に持たず、②脇には一部に担いでいる。③自身の書留と比べて、果配は手に持たず、④脇には一部に担いでいる。⑤果配は手に持たず、⑥脇には一部に担いでいる。⑦自身の書留と比べて、果配は手に持たず、⑧脇には一部に担いでいる。⑨自身の書留と比べて、果配は手に持たず、⑩脇には一部に担いでいる。⑪自身の書留と比べて、果配は手に持たず、⑫脇には一部に担いでいる。⑬自身の書留と比べて、果配は手に持たず、⑭脇には一部に担いでいる。⑮自身の書留と比べて、果配は手に持たず、⑯脇には一部に担いでいる。⑰自身の書留と比べて、果配は手に持たず、⑱脇には一部に担いでいる。⑲自身の書留と比べて、果配は手に持たず、⑳脇には一部に担いでいる。㉑自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㉒脇には一部に担いでいる。㉓自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㉔脇には一部に担いでいる。㉕自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㉖脇には一部に担いでいる。㉗自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㉘脇には一部に担いでいる。㉙自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㉚脇には一部に担いでいる。㉛自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㉜脇には一部に担いでいる。㉝自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㉞脇には一部に担いでいる。㉟自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㊱脇には一部に担いでいる。㊲自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㊳脇には一部に担いでいる。㊴自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㊵脇には一部に担いでいる。㊶自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㊷脇には一部に担いでいる。㊸自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㊹脇には一部に担いでいる。㊺自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㊻脇には一部に担いでいる。㊼自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㊽脇には一部に担いでいる。㊾自身の書留と比べて、果配は手に持たず、㊿脇には一部に担いでいる。	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村)
11)	正保2年 (1645)	7月16日	戸村義国	高松久重	現代島中守・高松内匠・木村長門守・戸村十次夫書写(戸村) 高松内匠贈答控(戸村)	
12)	正保2年 (1645)	9月23日	戸村義国	高松久重	戸村義国の作成した大坂今細の戦いに関する書留(3)。	高松内匠贈答控(高松)

\* (冊) - (5) 表1 文書と月日

続いて久重は、数いる佐竹兵士の中でも、義国を証人として選んだ理由については早くから知れ渡っており、そのため大坂終戦の頃から常々連絡を取りたいと思っていたが、自身遠国にばかりに居たので、義国が健在であることを把握するまでに年月を要した旨を記している。<sup>38)</sup> この他尚々書では、「今福合戦高松内匠働」に加えて、今福合戦に関わり、木村重成から拝領した感状二通の写(表1C・E文書・末尾翻刻文参照)も送付することを告げ、こちらについても内容の確認を求めている。<sup>39)</sup>

以上のように、久重は大坂今福における戦功の確認を求めて、三十年ぶりに義国との接触を図ったのである。それでは、久重からの右のような突然の依頼に対し、義国はどのように応じたのだろうか。

〔2〕 同年五月二十七日付書状(表1K文書・末尾翻刻文参照)で義国は関係者の半数は討死にし、その他も皆病死してしまい、自身も詳細は覚えていないとしながらも、久重の依頼を一応は承諾している。そこで、記憶にあるおおよその戦況を覚書にして、久重の使者である沢村六兵衛に託そうとしたところ、六兵衛からは無用であると返却されたので、やむを得ず口頭で内容を伝えることになったことを記している。<sup>40)</sup>

〔3〕 その後閏五月四日付の久重書状(表1L文書・末尾翻刻文参照)において、義国が自身の依頼について承諾し、六兵衛に内容を申し含めてくれたことに感謝を述べ、今後追加で確認して貰いたい事項が数多く出てくることを重ねて御願いをしている。

〔4〕 閏五月十二日付の久重書状(表1M文書・末尾翻刻文参照)では、去る十日に六兵衛が国元に到着し、義国からの伝言を承ったことが綴られている。伝言の内容には今福合戦当時の久重の甲冑の色に関する事項が含まれていなかったようで、これに対し久重は「今福合戦高松内匠働」に書いた通りの色であると応じている。この他久重は、六兵衛が受け取らずに返却してしまった覚書について、改めて送付して貰えるよう依頼をしており、比較参照用に必要なであれば、こちらから新たに覚書を送付する用意がある旨付け加えている。<sup>41)</sup>

〔5〕 六月七日付の書状(表1N文書・末尾翻刻文参照)において義国は、先日の六兵衛の対応(無断帰国・受取拒否)にいよいよ憤慨しており、「私の覚書は久重殿の御役には立たないでしょうから」と述べて覚書の受け渡しを断ろうとしたが、六兵衛が、覚書を受け取らなければ帰国出来ないと頻りに訴えるので、結局六兵衛に覚書を託したと記している。なお、今回の覚書には久重の甲冑の色についても言及した旨付け加えている。

〔6〕 六月七日付の書状の二通目(表10文書・末尾翻刻文参照)は、義国が作成した覚書で、今福当時の戦況が詳細に書かれている。この覚書と「今福合戦高松内匠働」の内容を、No1佐竹義宣勢の出撃、No2佐竹・豊臣の銃撃戦、No3指物取り、No4鎧合わせ、No5高松久重の容姿、No6戸村義国の容姿、No7佐竹の若武者の、計七つの観点から比較対照させたものが表5である。記憶と相違する箇所も多いが(表5No3・5・6)、たとえば久重の討ち取った若武者が「宇佐美三郎」であることが判明する等(表3No7)、義国の覚書によって、確かに久重の戦功がより明確になっている。<sup>4)</sup>

〔7〕 続く七月五日付の書状(表1Q文書・末尾翻刻文参照)で久重は、義国の作成した覚書の中で、先陣を務めた者は采配を左手に持ち、白と黒の指物を指していたとするが(表5No5)、実際には采配は手に持たず、射向(甲冑の左側)に装着していたこと、指物はしていなかったことを主張し、そもそもこの白と黒の段々の指物は木村重成の部隊における番指物であり、番指物を持つ身分の者は采配を持つことは出来ないことを述べ、もしも指物を差し、なおかつ采配も持っていたと私以外に主張する者が出てきたならば、それは偽者であると断じている。それ以外に列挙した八点(①提の上に真先に出た、②黒具足を着用していた、③兜も黒かった、④左側に采配があつた、⑤右手に鎧を持っていた、⑥鎧合わせをした場所、⑦義国が頬当てをしていなかった、⑧義国が豊臣方の武者の鎧を絡ませた)については両者の記憶に相違ないが、唯一この「指物之義」に関してだけは見解の一致を見ないので、この点について改めて確認して貰いたいと依頼している。

〔8〕 七月十六日の書状(表1R文書・末尾翻刻文参照)をみると、これまで評判の悪かった沢村六兵衛に代わり、新たに福屋半左衛門なる人物が使者に遣わされたことがわかる。本状の中で義国は、「指物之義」に関して、確かに久重の主張する通り、番指物を差す身分の者は采配で下知することはない。しかし武頭衆であれば皆采配を持っているので、先陣を務めた人物が久重であるとは断定できないこと、付け加えて指物をしていたかどうかを見間違えることはないの、自分と鎧合わせしたのは久重ではなく、別の誰かに違いないと述べている。このように両者記憶の相違するところもあるが、この覚書によって久重の身上が良くなるのであれば、自分にとっても大変喜ばしいので、この他何を尋ねて貰っても構わないと答えている。

以上久重と義国の間で交わされた往復書簡の内容を概観してきた。問題は、戦後三〇年を経過したこの時期に久重はなぜ戦功覚書を作成し、その確認を求めたのか、という点である。久重はこの点につき、以前より連絡を取りたかったのだが、遠くに居て義国の生存



表5 高松久重と戸村義国の戦功覚書と比較一覧

場 面	高松久重の覚書の記載内容	戸村義国の覚書の記載内容
1 (佐竹義直の出撃)	<p>慶長19年11月26日朝、豊臣方の大野治辰と矢野正徳が守護する大坂を相撲へ、辰の別(午前7時~9時)に佐竹義直謀が出陣し、矢野やその配下が大勢捕虜した(1条)。この知らせを聞いた木村直成が、大井河右衛門と私の二人が状況確認のため登りに派遣された(1条)。この時大井河右衛門が「意外なほど敵が出張ってきているので、直成が来る前に、合戦を始末しておこう」と主張し、木戸を明け、大井河右衛門が一帯に出で行った(1条)。私もこれに賛同したところ、義直は如何思ったのか、事を構えることなく相一つ分進出した(1条)。</p>	<p>慶長19年11月26日朝、大坂今福衆へ当主佐竹義直自身が出陣し、その家老の浪江内膳と徳津半右衛門やその他物頭に命じて、豊臣方と押し立てた(1条)。その結果自分は白7つを勝ち取った(1条)。</p>
2 (佐竹・豊臣の攻撃戦)	<p>佐竹勢と木村勢はそれぞれ居之別より未之刻(午前7時から午後2時)まで総戦を勝ち合った(2条)。この夜中、佐竹勢のうち、種々色の羽織を着た武者2人が境の南の方へ出てきて顔を見せ合っていた(2条)。このうち先頭に出た者を私は旗鼓で打ち確かめたと思ったが見えたら、田田平兵衛が「自分が仕留めた」と申し、手をたいて時の声を三度挙げた(2条)。又長門守が旗を出し、屋から佐竹勢を攻めた(2条)。</p>	<p>同日未の刻(午後2時)豊臣方と顔合わせした場所は、高松久重が指示した鶴岡の場所と同じである。武頭の者が旗鼓を撃たせたところは、顔合わせしたところから30間(53m)も大坂方の相寄りのところと記述している(2条)。二時余り(3時間)互いに顔見せを繰り返していた(2条)。私の組の者は顔を見せ合っていた(2条)。</p>
3 (指物取り)	<p>この時堀から外に佐竹勢200ばかりいたが、堀の内へ撤退したように見えた(2条)。今が攻め時とばかり、私は堀の上へ一帯に走り出たところ、佐竹勢は皆退出したようであり人もいなかった(2条)。東西二か所に佐竹勢の指物が2本差し込まれていた(2条)。先陣の足腰として、これを奪おうとしたところ、黒其足で脚板に突かされたので、私は西側を奪った(2条)。</p>	<p>堀の上へ居た黒其足を着ていた方の指物は白と黒の段々の模様だった(2条)。この方と私は堀の上で言葉を交わし顔合わせした(2条)。その後から豊臣方が大勢走りかかってきた(2条)。貴方がおっしゃっている、佐竹勢の指物である小旗2本2か所の内、東の方には脚板に突かされた本人がついている佐竹の武者が押さえたため、西の方に立っていた物を先陣の足腰として1本奪ったとするが、この点に関しては私は覚えしていない(6条)。</p>
4 (顔合わせ)	<p>武者2人に駆け寄り立ち止まったところ、不意に佐竹勢6名が出てきて顔を見せ合ってきたので、急ぎ堀を戻り、一帯に顔合わせした(2条)。この時題わて味方7名がやってくる顔合わせした(2条)。</p>	<p>豊臣方の内、朱色の具足を着ていた方が2~3人居り、その中の一人は私が組の一人に旗鼓で知らせた人で、この方は私と顔合わせした内、左側にいた御人である(3条)。狙や彼の旗鼓を打った味方は、私から右に1間(1.8m)離れた堀の下に居たところ、豊臣方に旗鼓で知らせ、豊臣方の朱色の具足を着た人々に顔三丁で突かされた(4条)。そこで彼ら朱具足の方々の兜の右の吹返の脇を私が打ったところ、兜の中へ思いかけず顔が入った(4条)。私もこの時敵方所詮我をした(4条)。この攻め時、台徳院(徳川秀忠)総御前へ召出され、威状と新江次直の御遺物を拝領出来た(4条)。その後佐竹勢が朝顔の時8つ勝ち取り、私は朝顔合わせて15首をとった(5条)。</p>
5 (高松久重の覚書)	<p>この時私の甲冑は黒色で、通赤より兎は上に長く、頂頭はなく、白面の顔が描かれていた(2条)。甲冑には熊毛を縫えて、八徳黒車(八徳黒車)の空胴の模様にして、下駄が塚本成である(2条)。黒熊毛の羽織で左側に縫をつけている(2条)。因については8人のうち、私だけ顔見せであった(2条)。私が先陣を務めたことを確かに監官下されは幸いである(2条)。</p>	<p>堀の上へ居た豊臣方のうち、黒其足を着ていた方は兎も黒く、右の手に旗を、左手に旗鼓を持って知知していた(2条)。この方の指物は白と黒の段々の模様だった(2条)。この方と私は堀の上で言葉を交わし顔合わせした(2条)。</p>
6 (戸村義国の覚書)	<p>佐竹勢6名の内、甲冑に立って顔を見せさせた、顔を見せさせて2~3度左右へ振り回した御人こそ、戸村義国殿であったように思う(2条)。</p>	<p>豊臣方と佐竹勢6人が顔合わせを行い、この内中央に立っていて、旗を旗にし2~3度からませ佐竹へ振り回した人物が私であると貴方様はおっしゃっているが、私には記憶がなく、もしかしらなくなった4~5人のうちの一人かも知れない(7条)。</p>
7 (佐竹の若武者)	<p>私が打ち取った御人は種々之色の羽織を着ていた(3条)。顔を見せさせた方の右側におり、年頃22~23歳頃と若くみえ、顔は長く、見目良い首だった(3条)。この御人の名前を承りたい(3条)。</p>	<p>種々色の羽織を着た味方は100人ほどいて、この内4~5人は打ち死にしたが、貴方様は打ち取ったとおっしゃる年頃22~23で、顔が長く、見目良い者は宇佐兵三郎と御人物かもしれぬ(5条)。</p>

を確認するまでに時間を要したと一応の説明をしているが「一」、両者の交流が正保二年の間と言う一時的なもので、その後継続的な親交には結び付かなかったことを思うと、久重が義国への接触を図った背景には、この時期特有の事情が潜んでいたものと推測される<sup>(註)</sup>。残念ながら書簡中には直接的な理由は書かれていないものの、久重の周辺事情に鑑み、次の二点が理由として想定される。

第一に、戦功覚書を作成し藩主に上申することが、当該期の武士たちの中で、知行継続のための有効な手段として認識されていたことである。大坂終戦を迎えた後、武士たちの働き口である戦場が閉鎖され、新たに戦功を挙げることは著しく困難な状況となっていた。そこで、自分たちの知行を守るために残された頼るべき手段は、祖先や自分の過去の戦功を披露し、藩主から改めてその武勇・忠節ぶりを評価して貰うことであった。このような理由から、戦功覚書はこの時期全国的に出現しており、とりわけ、我が子への知行継続と家格維持を願って晩年に作成された物が数多いとされる。ここで往復書簡の内容を振り返れば、久重は義国に戦功の確認を求めた理由について、「子孫ニ傳為」と繰り返し主張している(表1 H・M・Q文書)。正保二年当時久重は桑名藩内においてすでに確固たる地位を築いていたが、五十八歳と言う老齢に差し掛かった久重にとって、この知行と家格を子孫に継承させることが何より切実な問題であったのであろう。そのために久重は「今福合戦高松内匠働」を作成するに至ったものと考えられる。

第二に、各大名家において、この時期戦功に関する審査方法に変化が生じたことが挙げられる。戦争が恒常化していた時代には、戦功の審査基準は比較的緩やかであったとされる。ところが、戦争が長らく途絶えると、戦功覚書に注目が集まると軌を一にして、武士たちの間で過去の戦功をめぐる訴訟が頻発するようになり、その結果、審査基準が厳格なものへと引き上げられていった<sup>(註)</sup>。とりわけ大坂合戦は、戦功の評価対象となり得る最後の戦いと言ってよく、この戦いの高名こそが、その後の子孫の処遇をも決定付けることになったため、大坂合戦をめぐる争論は熾烈を極め、審議過程において、より確かな証拠が求められるようになったのである。往復書簡の内容を振り返ると、久重は「甲冑が何色であったか」「采配を持っていたのは左手か、それとも鎧に装着していたのか」「(今福若の絵図を添付して) 鎧合わせした場所はどこか」など、微細な点まで義国に確認を求めており、この時期の戦功認定の厳格さに対応しようとしていたことが窺われる。また、先に触れた通り、義国と書簡を交わす前年度の正保元年に、岡山藩でまさに大坂合戦の戦功をめぐる争論が勃発していたが、実はこの審議過程の中で、斎藤加右衛門による証拠品の偽造と、落人仲間による口裏合わせが発覚し、斎藤はその罪を問われて処罰されていたのである。関係者の一人として、この一件の顛末を見聞きした久重が、戦功の証人として、なに

かと疑われやすい落人仲間ではなく、より確かな人物を新たに求めようとしたことは十分に考えられるだろう。

このように久重が戦後三〇年を経て戦功の確認を求めた背景には、戦乱の世から泰平の世へと、武士を取り巻く社会状況の変化が存在していたと考えられるのである。かつて敵同士だったとはいえ、義国もまた同じ武士として、時代の変化に対応していくことの難しさを実感していたからこそ、使者の不躱なふるまいに憤慨しつつも、久重の依頼に労を厭わず応じたのであろう。

### おわりに

本稿では、高松久重の関連史料を可能な限り集積し、その事蹟を跡付ける中で、これまで十分に明らかにされてこなかった大坂落人の仕官活動の実態について検討を加えてきた。その結果久重は、①大名家への仕官にあたって落人仲間の助力を仰ぎ、自身の戦功に関する証言をして貰っていたこと、②仕官後、新たに戦功を挙げることが難しい状況の中で、家格維持・知行継続のための手段として戦功覚書を作成し、藩主への上申に備えたこと、③さらには、当該期の厳格な審査に耐えうる、より確かな戦功の証人を求めて、かつての敵方である戸村義国への接触を図ったことを明らかにした。なお、本稿では落人同士の交流を、仕官の場面に限定して検討したため、それ以外日常においてどのような遣り取りがあったのかを十分に論じきれなかった。岡山藩の事例でみるように、落人同士が時に対立することもあり、単に「協力・協調関係」という一言では捉え切れない関係性がそこには伏在している可能性がある。今後検討事例を増やす中で、彼ら落人の心性にまで踏み込み、その内実を深めていく必要があるだろう。この他、大坂落人の実像を把握するためには、「はじめに」で触れた赦免令について、その政策・立案過程まで含めたより詳細な検討が求められるが、これらの点については別稿を期したい。

### 注

(1) 「駿府記」(『大日本史料第十二編之二十』三六〇―三六一頁)。

(2) レオン・パジェス著・クリセル神父校閲・吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史上』(岩波書店、一九三八年、三九九頁)。

- (3) 栗田元次「江戸幕府の半人政策(第一回)」(『史学雑誌』第三十六編第六号、一九二六年)・同「江戸幕府の半人政策(第二回)」(『史学雑誌』第三十六編第九号、一九二六年)・同「半人の抑服」(『江戸時代史上』近藤出版、一九二七年)・同「大坂陣と半人問題」(『日本兵制史』日本学術普及会、一九三九年)を参照のこと。
- (4) 「新参」と「古参」の区分について、幕府は、慶長十八年以前に豊臣家に仕官した者を「古参」、それ以降に仕官した者を「新参」と便宜的に区分していた(『薩藩旧記増補』(『大日本史史料第十二編之二十一』一四三頁など)。
- (5) 栗田の明らかにした落人狩りの内容については、その後、戦場における人捜い・物盗りが合法であったとする「濫妨・狼藉」の研究へと進展した(高木昭作「乱世——太平の代の裏に潜むもの」(『歴史学研究』五七四、一九八七年)・藤木久志「雑兵たちの戦場——中世の傭兵と奴隷狩り——」(朝日新聞社、一九九五年)を参照のこと)。
- (6) 大獄王子「戦国乱世を生きた家族——大坂夏の陣を中心に——」(『女性歴史文化研究所紀要』一八、二〇一〇年)。
- (7) 跡部信・北川央「鳥取市・景福寺、鳥取県立博物館豊臣時代資料・史跡調査概報」(『大坂城天守閣紀要』三八、二〇一〇年)。
- (8) 渡邊大門「大坂落城 戦国終焉の舞台」(角川選書、二〇一二年、一八八―二二六頁)・同「半人たちの戦国時代」(平凡社新書、二〇一四年、一六七―三四頁)。
- (9) 大坂城天守閣編「浪人たちの大坂の陣」(二〇一四年)。
- (10) 伊藤信夫編「桑名人物事典」(三重県郷土資料刊行会、一九七一年、一三〇―一三一頁)・金子拓「記憶の歴史学 史料にみる戦国」(講談社、二〇一一年、二二六頁)・渡邊(二〇一二年、二二六頁)などを参照のこと。
- (11) 「高松内匠由緒」(藤谷彰編「天明由緒——桑名藩士の来歴——」桑名市教育委員会、二〇〇八年、二四八頁)。
- (12) 前掲注(11)。
- (13) 「高松重威」については、桑名藩士の来歴を記した「本の籬」(桑名市立中央図書館所蔵)にみえる高松家五代当主高松重遠が該当するか。
- (14) 二通の原本について「高松内匠武功」は、「此時之状紛失之由」と記している。
- (15) 朝鮮出兵の戦闘経過については、北島万次「朝鮮日々記・高麗日記——秀吉の朝鮮侵略とその歴史的告発——」(そして、一九八二年)・中野等「文禄・慶長の役 戦争の日本史16」(吉川弘文館、二〇〇八年)などを参照のこと。
- (16) 時期は異なるが、朝鮮陣における秀吉感状について具体的な分析を行った研究に、津野倫明「蔚山の戦いと秀吉死後の政局——正月二五日付秀吉朱印感状の政治的意義を中心に——」(『ヒストリア』一八〇、二〇〇二年)がある。
- (17) 平壤戦に関して秀吉は、感状ではなく、戦線を勝手に離脱した大友義統を糾弾する問責状を作成している(『島津家文書之二』九五四号文書など)。

- (18) 小瀬甫庵著 檢谷昭彦・江本裕校注「太閤記」(岩波書店、一九九六年、四〇七頁)。
- (19) 近年、小西行長の関係史料の収集・分析が進んでいるが、それら文書の中に高松内匠(憲重)の名は記されていない(小西行長基礎史料集 宇土市史研究二十六号)〈宇土市教育委員会、二〇〇五年〉・鳥津亮二「小西行長——「抹殺」されたキリシタン大名の実像 史料で読む戦国史」(八木書店、二〇一〇年)。
- (20) 生駒氏の讃岐支配に関しては、「香川県史 通史編 近世Ⅰ」(四国新聞社、一九八九年)・橋詰茂「生駒氏の讃岐入部に関する一考察」(小和田哲男先生古稀記念論集刊行会編「戦国武将と城」(サンライズ出版、二〇一四年)などを参照のこと。
- (21) 慶長五年(一六〇〇)五月三日付で、高松内匠名義で鹿島宮(かつて香川県高松市林町に所在)再建の棟札を奉納している(「林村史」(高松市役所内林村史編集委員会、一九五八年、三〇頁)。慶長五年当時、当該地域は生駒一正の支配下にあった。
- (22) 文中注記によれば、この甚助は一正の後継である正俊と仲悪しく、慶長二十年四月十七日に高松久重を頼って大坂籠城戦に参加する。戦中は騎馬三十騎を預けられ、大野修理の旗下に所属した。大坂落城後は讃岐国へと落ち延び、天輪坊と言う山伏の元に隠れ潜んでいたが、結局密告を受け生害したと言う。
- (23) 「生駒藩の政治と御家騒動」(香川県史 通史編 近世Ⅰ)四国新聞社、一九八九年、二六―二八頁)。
- (24) 「桑名人物事典」では、阿波徳島藩主の蜂須賀義鎮から三〇〇〇石で招請されたことを記しているが、関連史料を見出せなかった。
- (25) 谷口澄夫・藤井駿・水野恭一郎編「池田光政日記」(山陽出版社、一九六七年)。
- (26) 事件概容については拙稿「大坂落人と近世武家社会——池田光政日記」所収、木村重成感状一件を題材に——(報告要旨)「岡山藩研究」七十一、二〇一三年)を参照のこと。なお、「桑名人物事典」では、長屋平太夫と斎藤加右衛門の争論とされているが、長屋平太夫はこの争論に関わりはない。
- (27) 休(久)徳織部は、寛永十六年(一六三九)から桑名藩主松平定綱の元に二〇〇〇石の組頭として仕官している(久徳織部出緒書「天明山緒」二二五頁)。久徳は上級家臣として桑名藩の人事に携わっており(藤谷彰「桑名藩における家臣団構造と形成過程」『日本歴史』六四七、二〇〇二年)、そのために久重の戦功覚書が久徳の元にあったと考えられる。
- (28) 草加五郎右衛門の証言によれば、三名が覚書を提出した結果、忠晴から仕官の誘いを受けたが、「大坂者御法度」がいまだ解かれていないためこれを断念したと言う(「草加五郎右衛門」岡山藩家中諸士家譜五音寄一、二二三頁)。ここで言う「大坂者御法度」とは、「新参」落人の仕官禁止を指しており、ここから、「史料3」の記述は、「新参」落人の赦免される元和九年(一六二二)以前のやりとりであることがわかる。
- (29) 忠晴の父堀尾吉晴も、有事に備えて半人の就職斡旋を積極的に進めていたことが指摘されている(福田千鶴「御家騒動」中公新書、二〇〇五年、一五八―一六一頁)。

- (30) 注(8)「浪人たちの大坂の陣」参照。
- (31) 「草加宇右衛門」(岡山藩家中諸士家譜五音寄一)二〇八〜二二二頁)・「若松市郎兵衛」(「先祖書上」池田家文庫史料番号D3-3024-2)を参照のこと。
- (32) 戦功認定における目撃証言の重要性については、西島太郎「戦場の目撃証言——鳥原・天草一揆と雨森清広の仕官——」(同「松江藩の基礎的研究」岩田書院、二〇一五年、初出二〇〇六年)を参照のこと。
- (33) 「堀尾山城守給帳」(「新修島根県史料編」(近世上)臨川書店、一九八四年、九十一頁)の他、「堀尾家記録」(同書、一八〜一九頁)に、寛永九年(一六三二)七月三日付で、肥後熊本城受け取りに関わって、忠晴が「高松内匠」を含む家中九名に充てた定条々が収録されており、久重が実際に堀尾家臣として活動していることが確認出来る。ただし翌十年には堀尾家は無嗣断絶してしまい、久重は仕官先の変更を余儀なくされた。
- (34) 「瀧並与兵衛」(岡山藩家中諸士家譜五音寄二、四八〜五〇頁)。
- (35) 湯浅・秋田両名は大坂落人ではなく、また、両名の仕官先も、久重の経歴と重なるところがない(「湯浅民部」(岡山藩家中諸士家譜五音寄三)、六七〜七三頁)。久重が両名といつ・どこで接点を持ったのか、岡山藩には大坂落人が多数在籍しているため、彼らを取り次いだ可能性も考えられるが、この点については後考を待ちたい。
- (36) この他、戦国大名の遣臣同士の主家の解体後も連絡を取り合い、仲間の仕官を手助けした事例が報告されている(根岸茂夫「堀田氏家臣団の形成と解体」(「近世武家社会の形成と構造」吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九八〇年)・平山優「山本首助一族とその時代」(山梨県立博物館監修・海老沼真治編「山本首助の実像を探る」戎光祥出版、二〇一三年)などを参照のこと)。
- (37) 「高松内匠武功」では「内匠桑名松平越中守定綱公三被居候節、佐竹右京大夫義宣公戸村十大夫義国方分以出家兼松法印(大福寺)今福二而働之首尾書付差越」とある通り、義国側から最初に戦功証明を依頼する手紙を寄越したとしている。
- (38) 義国の高名とは、大坂今福において手傷を負いながらも首級を挙げたことを指している。この奮戦が評価されて、將軍徳川秀忠から感状と刀青江直次を直々に下賜された(表10文書)。
- (39) 管見の限り、久重宛の重成書簡は計五通が知られており(表1C〜G文書、すべて写し)、このうち奉書文言のあるE文書について、形式・内容の面から原本は重成の自筆状であった可能性が高い。このE文書発給をめぐる進り取りについては別稿を用意している。
- (40) 尚々書にみる「御普請二付罷登」とは、正保二年二月十九日〜十二月二十九日に実施された公儀御手伝い普請の江戸城総構えの水渡えを指しており(「正保録」)、義国はこの事業の惣奉行として同年四月十八日に秋田を出立している(「高松内匠頭贈答控」)。
- (41) 義国の覚書は、この他「高松内匠武功」の中に二通収録されているが(表1P・S文書)、二通の内容は「今福合戦高松内匠働」の内容と対応

していないなど不審な点が多いため、本稿では検討の対象から除外した。

(42) その後万治二年(一六五九)に、義国は紀伊和歌山藩主の徳川頼宣に招かれて、大坂今福の合戦の次第を聴取されている(藤田実「宇佐美定祐と『大坂御陣覚書』」大阪府史編纂所編『大坂御陣覚書』大阪府史料調査会、二〇一一年)。この時頼宣御抱えの軍学者宇佐美定祐もまた同席しており、義国は宇佐美に対し、久重から得た情報を提供したようで、宇佐美が延宝五年(一六七七)に上梓した『大坂御陣覚書』の中に、「大坂方にも、木村長門守組は長門自身の証文を出し、重て秀頼公御感状と取替可申由申渡候(表1E文書の内容)」など、久重書簡からの引用が複数確認出来る。

(43) 当該期における戦功覚書の作成事情については、布引敏雄「毛利関係戦国軍記の成立事情」(『日本史研究』三七三、一九九三年)・長谷川泰志「戦国軍記の構成と構想」(堀新編『信長公記を読む』吉川弘文館、二〇〇八年)を参照のこと。その他、戦功覚書そのものの資料的価値を論じた研究に、金子(二〇一一)・竹井英文「『戦功覚書』と城郭研究」(齋藤慎一編『城館と中世史料——機能論の探求——』高志書院、二〇一五年)等がある。

(44) 戦功審査の厳格化については、山本博文「男の嫉妬——武士道の論理と心理(ちくま書房、二〇〇五年)・長屋隆幸「『戦功書上』の成立について」(同『近世の軍事・軍団と郷土たち』清文堂出版、二〇一五年、初出二〇〇九年)などを参照のこと。

(45) この他、義国が久重からの依頼に応じた理由として、久重が「互ニ為後々年三存」と記すように(表1Q文書)、戦功証明という点で義国にとっても久重との遺り取りが有益であったことが挙げられる。

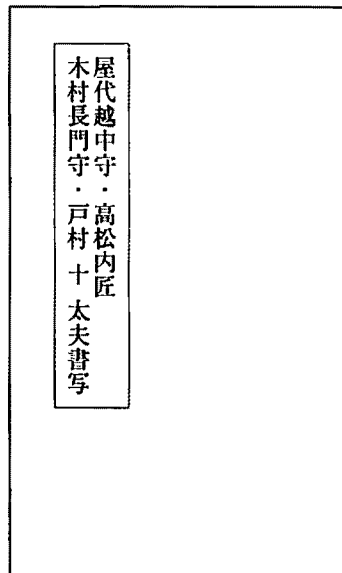
【補注】本稿を作成するにあたり、秋田県公文書館、大館市立中央図書館の皆様には大変お世話になりました。記して感謝申し上げます。

【凡例】

- 一、高松内匠関連文書の内、本稿では秋田県公文書館所蔵「屋代越中守・高松内匠・木村長門守・戸村十太夫書写」(史料番号 A S 3 9 3 1 2 3) の全文翻刻を行った。
- 一、各書状冒頭の【】には、表1記載のA～T文書のうち、どれに該当するかを示した。
- 一、本書には「屋代越中守殿々梅津半右衛門所江書状之写」も収録されており、その内容は高松内匠とは直接繋がりは無いものの、同書中ゆえ合わせて翻刻文を掲載した。
- 一、翻刻にあたっては、闕字・平出を残した。また、適宜句読点・並列点・括弧(「」「」)を補った。
- 一、かなはすべて現行の字体に改めた。ただし次のものは残した。
  - ㄱ (より)、江(え)、而(て)、茂(も)、与(と)、者(は)
- 一、旧漢字・異体字は固有名詞を除いて、新字に統一した。
- 一、誤字・脱字については( )内に正しい字を傍示するか、(マ)とした。

【翻刻】

(表紙、右綴じ)



屋代越中守々梅津半左衛門江書状之写

先日者御尋之由二候得共、毎日大坂江為御横目參候故、不能貴面御残多次第二候、然者昨晚於 御前先日之論合之様子御尋二候条、貴殿御かせき之通委申上候キ、吉信様御自身御取出候而敵押拂、二度目之御合戦二首十四・五御家中江取候由無比類御かせき之通申上候、景勝家中にてハ秋原常陸儀、吉信様御家中にてハ(上杉家臣) 貴殿御縁之段 上様にも被成御定候、御前二本田三弥・(本多正康) 近藤石見・井上正就、可有御尋も候、我等迄満足仕事候、何様懸御目委御雑談可申条不能具候、恐惶謹言、



屋代越中守(城代奉行)

正月十二日

梅津半右様(梅津氏)

人々御中

猶々此中者久々 吉信様江も不申上候御序候ハ、可然様御取合頼入事ニ候、何事も貴面之刻申承候、以上

【表1・H文書】

高松内匠所(高松)分高松内匠所江書状写

未得御意候へ共以使札申入候、仍不寄思召儀ニ候へ共、先年大坂籠城之刻木村長門守と義信様今福堤之合戦之趣別紙ニ以書付申上候間、其時分之様子貴殿様御覽被成候哉、又ハ何様成共御覽被成候御方御座候ハ、御六ヶ敷に御座候成共、乍恐被遂御吟味御報ニ被仰聞被下候ハ、外聞実義可忝候、

一、御味方分堤ニ被為差置候指物を取に、具足にむないたに金之筋二通おしたるを被為着候仁御両人取ニ御出被成候、其御両人之内無事ニ御座候ハ、拙者一番二走か、り一所之を取申候、御味方江一所之をハ御取被成候、其様子御覚可被成候之間、御報ニ示被下候ハ、過分可忝候、  
一、鐘之義も拙者一番ニ而御座候と存候、其首尾委細別紙に書付進上仕候間、御覽被成可被下候、

大坂落人高松久重の仕官活動とその背景

一、貴殿様之義其節御手を被懇御高名之由速々及承候ニ付、扱如

此申上候、此義既ニ得尊意度存候成共、拙者儀大坂籠去之節今常々仕遠国ニ耳罷在に付、各様御無事之様子をも不承延引仕候、此節貴殿様御無事之旨及承候付、程久鋪儀事新なから如此御座候、別紙書付之通御覽乍恐此者口上をも被聞召上、預御報ニ候ハ、子孫ニ傳為可申如此に御座候、恐惶謹言

高松内匠判(高松久重)

三月廿三日(正保三年)

戸村十太夫様(高松)

人々御中

尚々別紙書付并木村長門守分給候證文之写御覽被成、此者口上をも乍恐被入聞召可被下候、委細之御報可忝候、

木村長門守所分高松内匠所江之證文之写

【表1・E文書】

今度秀頼様大坂御籠城之節、片原町今福之堤ニ至而敵佐竹左京大夫二切懸候處、早鐘を合、其後首一討捕之感入義に候、時分柄御事多候間、先我等心得可申入候由被 仰出候也、

木村長門守

重成判

霜月廿八日(慶長十九年)

高松内匠殿

此はし書自筆後日之御あらための證拠迄二見及候通申入事候

【表1・C文書】

夜前ふけ候而仕舞申候故、人をも進候わす候、今朝も又きれ江參候事二候、御出候而可被下候、然者先度、昨日両度迄堤二而難成所を鉄炮にて御打候連、上にも事外御機嫌、我等式下々迄も皆々かんし申事に候、此銀錢拜領申候ま、少にて候へ共御すそわけに二色進申候、後刻同道致可參候ま、御こしらへ可被成候、かしく

霜十二日

木村長門守

高松内匠サマ

人々

長門守自筆控

尚々あふなく候ま、むさと致たる所にてハかまへてく御無用二候、

【表1・J文書】

今福台戦高松内匠劔

一、寅之霜月廿六日大野修理組矢野和泉守請取候持口片原町之今福堤江 義宣様御衆辰之刻ニ御切懸候て矢野和泉討死仕候、和泉預り之侍共数多討死仕、片原町江引入候其刻鉄炮きひ敷なり申候に付、長門守組分根来知徳院・上村金石衛門・川崎

作右衛門与申者鉄炮五十挺相添、為見二遣申候折節、則町口之柵にて加申候、長門守所江以使を矢野和泉討れ町口江進入る所を我等三人鉄炮五十挺にて加罷在候間、「急御請候へ」と申来候、其時大井何右衛門・我等兩人稲ヶ崎と申所二大野道大罷在候、此所にも鉄炮きひ敷なり申候故、長門守より何右衛門・我等に「見候而參候得」と被申二今罷出候折節、今福堤之注進御座候間、直二片原町江何右衛門・我等鉄炮之者召連一番に懸着申候、追々侍共參十一人二成申候時、大井何右衛門申候ハ「思之外敵出はり過候間、長門不參候内、一合戦可仕」と申、木戸を明ケ、大井何右衛門一番に罷出候、我等共外何茂統て罷出候所ニ 義宣様御衆如何思召候哉、御かまひなく柵一ツ御引被成候事、

一、右之以後 義宣様御衆御本陣柵二ツ、長門守組之侍共も町口柵二ツ抱、鉄炮打合居申候内長門守も參候、辰之刻未之刻迄鉄炮軍仕候、其内鉄炮にて我等数多打申候と存候中にも狸々皮の羽織着たる武者式人堤の南の方へ被出候、鎧を膝のせ被居候間、先成仁を我等鉄炮にて打申候、鎧に当り申候かと存候、岡田平兵衛与申者「射たりや」と申、手をたき、時の声を催し三度揚申候、又長門守水入江舟を出し、横相をうたせ申候、此節敵柵より外二百斗見得申候成共(ママ)つるか、柵之内へ御取込と見得申候間、「時分能そ」と申、

我等堤之上を一番ニ走出申候、何茂柵之内江御取込候而柵の外に八人も見へ不申候、其時御家中番指物堤之上北之方二間二・三間も可有御座候、二所ニ御指置被成候を拙者一番ニ罷出先陣仕候證憑ニ是を取可申と存、走り寄申候処ニ黒具足・胸板ニ金之筋ニ筋付たるを召候御仁躰兩人被出候而東ニ有之たるをハ其方へ御取被成候、西ニ有之をハ我等取申候而此指物御取候仁を目かけ走か、り申候所二人有共見得不申候処方武者六人が御出候而躰作被申候間、我等も堤方走下り躰作申候処ニ味方追々参良勢躰合申候、此時我等先陣仕候に付、躰も早く合申候、此時長門守組之侍躰合申候者

大坂落去之後堀尾山城守殿

長門守躰首感状

桑山伊賀守殿・京極丹後守殿

高松内匠

又堀尾山城守殿・本多甲斐守殿

今ハ松平越中守殿所に在之

合戦後壁浦にて鉄砲に中り死

同

山中三右衛門

大坂落去之後脇坂淡路殿ニ在付病死

同

小川勘左衛門

大坂落去之後堀尾山城殿・片桐

躰首感状

出雲殿・今ハ松平新太郎殿ニ在之

草加二郎左衛門

翌年五月六日若江合戦討死

同

大塚勘右衛門

大坂落去之後生駒壹岐守殿ニ

躰首之感状

在之今ハ松平下総守殿ニ在之

大野半次

大坂落去之後堀尾山城守殿・片桐

躰首之感状

出雲守殿今ハ松平新太郎殿罷在之

若松市郎兵衛

大坂落去之後紀伊大納言様ニ罷在

同

其後生駒壹岐守殿ニ今ハ松平新太郎殿ニ 齋藤加右衛門

在之

右八人之者

義宣様御衆六人かと覚申候、暫躰を合申候内、中程に御立候御人躰横たへ大坂武者つき出し申躰を御からミ、二・三度も左右へ御なけ候、其段躰ニ右八人之者覚感申候、此頃承候へ共、戸村十太夫殿にて御座候様ニ申候、左様にて御座候

ハ、右之次第御覚被成候儀も可有御座候間、其段御報ニ預示候ハ、可忝候、拙者武者色甲黒、常之頭なりよりハ上へ永ク、前楯無御座候、ひやくたんしころ下老間熊（毛ヌケ）をうへ申候具足・やわた黒皮の包胴ひもとち・けさんたくほくの糸にておとし申候、黒きらしやの羽織左之かたにさひ付申候、鍮かきにて御座候右八人之内かき鍮私斗にて御座候、御覚被成候ハ、先陣仕候儀儲ニ被仰下候ハ、可忝候、

一、我等討捕申候御仁躰、狸々之皮の羽織を着被申候、鍮を御か

らミ候御仁躰之右ニ立被申候仁にて御座候、年比ハ式十二・

三にも御座候半や、若ク面おもなかく、みめ能首にて御座候、

何某殿と申候哉是又承度存候、

一、右ニ書付申八人鍮ニ合申者之外、首斗捕申者数多御座候成

共、それハ鍮之場江ハ不參候間書付不申候、以上

高松内匠（花押）

三月廿三日

再考

戸村十太夫殿

脚力を以一書致啓上候、未申通候處、拙者儀被及聞召、先日者遠路御使札忝奉存候得者、沢村六兵衛殿御帰之時分可及御報由、御首尾申候所ニ何と被思召候哉、早々御上被成候故、不及御報無沙汰之躰致迷惑候、隨而先年大坂御籠城之砌佐竹右京大夫於今福表ニ大坂衆与被致合戦刻、木村長門守殿貴殿を加勢ニ被差越候由於其場ニ御手柄被成候様子、拙者歎、其外誰成共見申者於有之御報可申入旨被仰下候、拙者鍮を合申候儀霜月廿六日未之刻ニ可有之歎、其時分半ニ合候者十六・七人討死仕候、相殘者共致病死候間、相尋可申者無御座候、六兵衛殿ニ被仰越候通違有儀ニ有之間敷候得共、聞ヶ敷時分之義ニ御座候間、手前一身之筈を合申度存候而、他意無御座候故、其場之様子細に覚不申候、併拙者有増之覚別紙ニ書付進申候處ニ、六兵衛殿被仰分、被相返候間、不及是非候、委細於此方六兵衛殿へ申渡候間、御證拠可被為聞候、恐惶謹言

一、右ニ書付申八人鍮ニ合申者之外、首斗捕申者数多御座候成

共、それハ鍮之場江ハ不參候間書付不申候、以上

高松内匠（花押）

五月廿七日

再考

高松内匠様

五月廿七日

戸村十太夫

尚以六兵衛殿永々此御地御逗留被成候義無御覚存候成共、御普

請ニ付罷登、不得手違候之間、無沙汰之至迷惑仕候、拙者義被

及聞召、遠国まで御使札被下、別而忝存候、於以来在所筋相応

之御用にも候ハ、可被仰越候、疎意不可存候、以上、

【表1・K文書】

高松内匠所江戸村十太夫所之書状写

【表1・L文書】

内匠所今十太夫所江之書状

被入御意遠路預御脚力過分忝存候、其御地就御普請御在府之旨御太義奉存候、隨而御紙面之趣具二拝見仕候、先年今福合戦之刻之義程久敷義与申、御手前様御一身之筈を御合被成度思召、無他意御働、其上御手被為負候二付、其刻之首尾細二御覚不成候由尤無御余義存候、其段拙者使六兵衛二被仰聞候之旨忝奉存候、使路次二而預申候か、未罷歸候間、罷歸候ハ、御口上猶具二承可申候、自今以書状可得尊意与奉望奉存候御事多御座候ハ人所二御預示別而忝奉存候、尚期後音之節可得尊意候、恐惶謹言

高松内匠 判

閏五月四日

戸村十太夫様

尊報

尚々御取込之御、遠路預御状忝存候、先年手二御合被成候衆十六・七人討死被成、相殘御衆御病死被成候故、御尋被成方も無御座候由尤其段承届候、貴殿様御息災珍重目出度存候、以上

【表1・M文書】

内匠所今十太夫所江書状写

大坂藩人高松久重の仕官活動とその背景

態以使札申入候、先日者被入御意、遠路御脚力忝奉存候、御普請に付御在府之旨御太義御勞身奉察候、就夫拙者使路次二而相預、去十日二參着仕被仰聞候御口上之趣具二承届候、拙者武者色此判形之書付之通二御座候、弥此後為可得御意二御座候間、御手前様御働之書付先日此者二可被下与被仰候を御渡被成可被下候、此方之書付をも御用之由二御座候間、則當所を仕懸入仕候、委細此者口上二可申上候、恐惶謹言

閏五月十二日

高松内匠 判

戸村十太夫様

人々御中

尚々先日者早々預御飛札忝存候、以上

【表1・N文書】

十太夫所今内匠所江書状写

重而御飛札令披見候、先日者脚力を以申入候處、預御懇報忝存候、然者拙者覺書先日御使者六兵衛殿江相渡越可申存、認を申候所に「不及御持參」由被仰、被相返候間、不及是非候、其上御状之御返答を茂御受取不被成御登候へハ、拙者無念之様二可被思召義致迷惑候、右之書付今度進申候共御用立間敷候間、六兵衛殿江右之通申分候処、頼に御受取御上被成度由被逗留候而被仰候間、任其

儀、右之覚書六兵衛殿江相渡進候、貴様御武者色御書付をも此度猶被遣候間留置申候、委細六兵衛殿江申渡候、恐惶謹言

戸村十大夫

六月七日

高松内匠様

御報

【表1・〇文書】

覚

一、慶長十九年大坂御籠城之御寅霜月廿六日朝大坂今福表江御人数を被出候所ニ佐竹右京太夫自身被罷出、家来（江江内膳）梅津半右衛門其外物頭之者ニ申付、大坂衆押立、首数七ツ討捕申候事

一、同日未之刻、大坂衆防戦之刻、我等鐘合申所ハ其元分被差越候絵図ニ相違不申候、武頭之者鉄炮為打申候所ハ拙者鐘合申所今三拾間程も大坂櫓之方ニ可有之与覚申候、二時余り互鉄炮打合申候、我等組之者鉄（鐘カ）を膝にのせ居申候所、堤之上を大坂衆之内黒具足着被申候仁、指物ハ白ク黒ク段々の竿添を指被申候、甲も黒ク御座候と見申候、右之手ニ鐘を持、左ニさいを持、下知被致、跡を見返く走か、り可申候を拙

者堤之上にて馳向言をかハし鐘を合申候、其上（上）大坂衆段々走重り人数多罷成候事

一、大坂衆之内朱具足着被申候仁二・三人御座候内言人拙者組之内鉄炮にて打たをし候、是ハ最前拙者と鐘合被申候衆の左の脇に立被申候仁に御座候事

一、狸々皮の羽織着申候味方之者我等右之方ニ壹間程隔堤下方二居申候を鉄炮にて打たをされ申候所を朱具足を着被申候衆鐘三丁にて御突被成候、其内之衆を拙者甲之右之吹返之脇を鐘付申候、甲之内江鐘之人候ハ不存候、拙者も数ヶ所手負申候、右之仕合故ニ

台徳院様御前江被 召出、御感状並青江次直之御越物拝領仕候事

一、味方狸々皮之羽織着申候者式百人参り御座候内、四・五人討死致し、其内貴殿御鐘付首御取被成候者歳廿二・三比にて顔面長ク眉能首（眉）ニ御座候由被仰越候、其者ハ宇佐美三十郎と申者ニ可有之候か、防戦之時分も味方江大坂衆之首八ツ討捕申候、朝晩之首数合十五かと覚申候事

一、味方番さし物の小はた式本ニヶ所ニ立置候を貴殿先陣之證扱のため御取可被成と思召候所、胸板に金之筋二筋付候具足着申候者出合候而二本之内東ニ立候をハ味方江取、西之方ニ立候をハ貴殿御取被成候由被仰越候、ヶ様之儀拙者組之内（内）ハ

覚不申候事

一、大坂之衆与味方六人立向、鐘を合申候内、中程ニ立候武者鐘を横たへ敵突出し候鐘を二・三度もからミ、左右江なけ候者此程被及聞召候成共、拙者に御座候様ニ被仰越候、其御拙者と立置候者覚無御座候、乍去我等組之内ニ討死致候者四・五人御座候間、若此内ニ有御座候儀知不申候事  
右之通貴殿御覚と相違可有御座候成共、拙者覚之通書印進候、已上

戸村十太夫

義国判

六月七日

高松内匠様

【表1・Q文書】

内匠所今十太夫所江書状写

儘成便宜御座候間一書申入候、先日者沢村六兵衛重而進上申候所ニ御報并大坂防戦之御貴様御働之御覚書御渡越披見仕候、大勢之内分堤の上を真先に出候者黒具足、甲も黒、右に鐘を持、左にさいを持、跡を見返く先陣仕者と貴殿と鐘御合候由此方今右二書付を以如申入、我等先陣武者色相違無御座候、我等さい手にハ持

大坂落人高松久重の仕官活動とその背景

不申候、いむけのかたに付ケ申候者も大坂武者さい手に持申者・

かたに付ケ申候者も我等より外にハ老人も無御座候、其御心得可被成候、貴様御書付ニ指物ハ白ク黒段々のしなへニ御座候、段々のしなへハ長門守組中自分之者共に番指物にて御座候、番指物指申候者さいを持申儀にて無御座候、其段不及申候へ共、御合点可有御座候、以来ともさいを持候共、付候者我等分外ニ申者御座候ハ、偽者にて御座候間、其御心得可被成候、

一、貴殿御書付と我等申入候紙面と相違無之儀  
一、堤之上を真先に出候事

一、黒具足着申事

一、甲も黒ク御座候事

一、左にさいの事

一、右に鐘之事

一、鐘合申所之事

一、貴殿ほうあてを不被成与見申事、是ハ右之紙面ニハ無御座候へ共、我等使沢村六兵衛口上ニ申入事首尾仕旨御口上に被仰

越候事

一、貴殿大坂武者之鐘御からミ候事

右八条貴殿御覚と相違不仕候、指物之義一色首尾不申候、此義者儘ニ見越を御覚被成候与存候間、其旨御合点ニ御座候ハ、重而御報ニ被仰下候ハ、互ニ為後々年ニと存事ニ御

座候、恐惶謹言

(正保二年)  
七月五日

高松内匠判

戸村十太夫様

【表1・R文書】

十太夫所の内匠所江之書状写

當五日御日付之御添書同十四日ニ福屋半左衛門殿の御届被成候間、令披見忝存候、先日者拙者覚書御請取被成度被思召、重而沢村六兵衛殿被遣候、其節如申入、先年大坂御籠城之刻佐竹右京太夫持口今福表於堤之上大坂衆と拙者鐘合申儀相違無御座候、併貴殿御覚与拙者覚之通と相違之儀

一、左二さいを持、右に鐘を持と拙者覚申候所、貴殿にハ「さい手にハ無御持、射向之肩ニ御付被成候」と被仰越候事

一、大坂武者拙者と鐘合候衆指物ハ白ク黒ク段々の竿添と慥ニ覚申候、貴殿にハ「指物御差不被成」と被仰越候事

一、味方番指物二本有之、貴殿先陣之為證拠御取被成と覚候所ニ黒具足のむないたニ金ノ筋付たるを覚申候武者兩人出合申候而東ニ有之をハ此方江取、西に有之をハ貴殿御取候而東ニ有

之指物取候武者を御鐘付可被成と走か、り被成候所二人在共不見所の武者六人出候而鐘作り申候間、則貴殿も堤の御走下り、鐘作被成候と被遊候、拙者鐘合申候所ハ最前被成候絵圖ニ紛無御座候、其所にて大坂武者黒具足・黒甲着被成、白ク黒ク竿添之指物左ニ採を持、右に鐘を持、一番に走か、り被成候衆と鐘を合申候、其衆ハ味方番指物御取被成候とハ不見申候間、貴殿御覚と相違に御座候、如被仰越候番指物指申候程之武者採を持申候而被致下知儀にハ有之間敷候、武頭被致候衆ハ何茂採御持可被成候間、貴殿御一人ニ相極り申間敷候かと存候、左様に候へハ、以來誰人成共我等覚と首尾仕候御方御尋之義も候ハ、拙者覚候通可申候間、左様ニ御心得可被成候、縦我等覚と貴様御覚之通相違之義御座候共、我等書付を以御身上能様ニ相済申様ニ御座候ハ、拙者為ニも大慶ニ存候間、如何様にも被仰立可然候、猶期音之時候、恐惶謹言

(正保二年)  
七月十六日

戸村十太夫

高松内匠様

御報

猶以此度之御書物に「白ク黒ク段々指物之義見越を可為覚」と被仰越候、拙者ほうあてを不致をさへ貴殿にハ「御



覚被成候」而（と）被仰越候、指物ニも御差不被成と御  
さし被成候を見違申義には無御座候間、拙者鎧を合申候衆  
ハ余人に可有之存候、以上